

## 資料編





## 1 本計画の策定経過

### (1) 本計画策定の検討状況

本計画は、「健康づくり推進会議」において、第1次計画の最終評価及び計画についての審議を重ね、策定しました。

「健康づくり推進会議」は、学識経験を有する者、健康づくりにかかわる関係団体の代表者、関係機関の職員、公募の市民の合計16名で構成され、様々な見地からの意見を反映できるよう努めました。

会議名（開催日時）	内容
平成24年度 第2回藤沢市健康づくり推進会議 2013年3月28日（木）	最終評価アンケート調査内容について
平成25年度 第1回藤沢市健康づくり推進会議 2013年10月24日（木）	最終評価アンケート調査結果について
平成25年度 第1回健康づくり推進会議 庁内連絡会 2014年1月16日（木）	最終評価アンケート調査結果について
平成25年度 第2回藤沢市健康づくり推進会議 2014年2月13日（木）	最終評価（案）について 藤沢市健康増進計画（第2次）骨子（案）について
平成26年度 第1回藤沢市健康づくり推進会議 2014年6月5日（木）	藤沢市健康増進計画（第2次）素案について
平成26年度 第2回藤沢市健康づくり推進会議 2014年7月31日（木）	藤沢市健康増進計画（第2次）案について
平成26年度 第3回藤沢市健康づくり推進会議 2014年10月30日（木）	藤沢市健康増進計画（第2次）第2案について
平成26年度 第4回藤沢市健康づくり推進会議 2015年1月15日（木）	藤沢市健康増進計画（第2次）最終案について

### (2) パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果

市民の意見を反映させるため、平成26年11月20日～平成26年12月19日までパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。その結果、意見はありませんでした。

### (3) 藤沢市健康づくり推進会議設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、本市の健康増進に関する施策を総合的に推進するため「藤沢市健康づくり推進会議（以下「推進会議」という）を置き、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 藤沢市健康増進施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 藤沢市健康増進計画に関すること。
- (3) その他、藤沢市の健康づくりに関すること。

#### (組織)

第3条 推進会議の委員は25人以内とし、次の号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師の代表
- (2) 歯科医師の代表
- (3) 薬剤師の代表
- (4) 産業保健、職域保健の代表
- (5) 企業、商業の代表
- (6) 健康づくり関連団体の代表
- (7) 健康増進施設の代表
- (8) 地域団体の代表
- (9) 教育関係の代表
- (10) 学識経験者
- (11) 市民の代表
- (12) その他市長が認めた者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

#### (招集)

第6条 推進会議は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

#### (報酬)

第7条 推進会議の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則（昭和43年規則第22号）第2条第3項に定めるところによる。（庶務）

#### (部会)

第8条 会議の協議事項を具体的に検討するため、必要に応じて会議に部会を設けることができる。

#### (庶務)

第9条 推進会議は、藤沢市保健医療部健康増進課において総括し及び処理する。

#### (附則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### (4) 健康づくり推進会議委員名簿

設置要綱における組織	選出母体	役職	氏名
医師の代表	藤沢市医師会	公衆衛生担当理事	長谷 章
歯科医師の代表	藤沢市歯科医師会	常務理事	遠藤 則子
薬剤師の代表	藤沢市薬剤師会	副会長	斉藤 祐一
産業保健 ・職域保健の代表	全国健康保険協会 神奈川支部	企画総務部長	槇沢 幸雄
企業、商業の代表	藤沢商工会議所	事務局次長兼業務管理部長	大嶋 洋一
健康増進施設の代表	藤沢市保健医療財団	医療事業部健診担当部長	稲次 潤子
	藤沢市社会福祉協議会	地域福祉課主幹	村上 尚
教育関係の代表	学校保健会	中里小学校	松下 律子
学識経験者	健康づくり関係 学識経験者	「藤沢市食育推進会議」代表 神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部教授	山本 妙子
		「歯科保健推進会議」代表 鶴見大学歯学部教授	鶴本 明久
		「藤沢市タバコ対策協議会」代表 藤沢市薬剤師会副会長	後藤 君代
		慶応義塾大学・大学院 健康マネジメント研究科准教授	小熊 祐子
市民の代表	一般市民公募	—	石井 千恵
		—	内田 洋司
その他市長が認めるもの	藤沢市民病院	循環器科主任部長	姫野 秀朗
	藤沢市保健所	所長	坂本 洋

任期：平成 26 年6月5日から平成 28 年3月 31 日

## 2 第1次計画の最終評価

### (1) 策定の経過

本市では、急激な少子高齢化、生活習慣病や要介護者の増加などの社会背景の中、市独自の身近な健康づくりおよび保健所政令市としての保健施策を推進するため、生涯にわたる市民の健康づくりの指針として「藤沢市健康増進計画」を策定いたしました。

第1次計画は、健康増進法、健康日本21、がん対策推進基本計画、かながわ健康プラン21等を踏まえ、平成22年から平成26年までの5年間の計画として策定し、平成24年に中間評価を行いました。

### (2) 計画の目標

第1次計画では市民の声とWHO(世界保健機関)のヘルスプロモーションの概念を踏まえ、本市の健康づくりにおいては「健康」を「からだも心も元気であること、自分自身が健康だとおもえること」と定め、大目標に「自分自身でつくる健康、家庭ではぐくむ健康、地域で支えあう健康」とし、この大目標を達成するための具体的な行動目標として、3つの基本目標を定めました。

**【大目標】 自分自身でつくる健康、家庭ではぐくむ健康、地域で支えあう健康**

#### 【基本目標1】 健康づくりの体制整備

医療機関、保健医療センター、運動施設等が連携し、市内全域で健康づくりが進められる体制・環境作りを推進します

#### 【基本目標2】 健康づくりを支援するしくみづくり

健康づくりに関するボランティアや市民活動、企業や店舗との協力など、地域における様々な連携により、健康づくりを推進します

#### 【基本目標3】 生涯を通じた健康づくりの推進

乳幼児期からの高年期まで、また疾病のあるなしにかかわらず、それぞれのライフステージや状況に応じた支援や取組を進めます

### (3) 最終評価の目的

第1次計画の中間評価を平成24年度に行い、最終評価は平成26年度に行いました。

最終評価は、基本目標及び分野別の取組で掲げた【数値目標】が達成できているかを明らかにするとともに、総合的な評価として【めざす姿】が達成されたかを評価し、次期計画の策定や今後の対策に反映させることを目的として行いました。

## (4) 最終評価の方法

最終評価の実施にあたり、市民を対象に最終評価アンケート調査等を行うとともに、各種統計から市民の健康等の実態を把握し、平成22年度の計画策定時の数値もしくは平成24年度の間評価時の数値、平成25年度最終評価の数値を比較分析して、目標の達成度や課題を明らかにしました。

また、藤沢市健康づくり推進会議において、最終評価についての検討を行いました。

### (i) アンケート調査

- 健康増進計画最終評価アンケート調査
  - ・ 調査期間 平成25年6月6日～6月21日
  - ・ 調査数 3,000人（市内在住20歳以上の男女）
- ※ 住民基本台帳による無作為抽出
  - ・ 回収数 1,230人（回収率 41.0%）

### (ii) 達成度の記載

アンケートなどの調査結果等により、各基本目標の数値目標ごとに達成度について、計画策定時（平成20年）もしくは中間評価時（平成23年）の数値と直近の数値を比較分析し、次のとおり評価しました。

- A：目標値が概ね達成されている。
- B：目標値に至っていないが策定時（中間評価時）より改善している。
- C：改善なし、または策定時（中間評価時）より悪化している。
- D：評価困難（比較する直近の数値がないことから評価できない。）

## (5) 評価の結果

### ① 基本目標の評価

#### 【基本目標1 健康づくりの体制整備】

##### (i) めざす姿

- 健康づくりの意識をもち、循環型健康づくりに参加する市民の増加
  - ・ 健康に関心をもつ市民の増加
  - ・ 保健医療センターを利用する市民の増加
  - ・ 市内健康増進施設を含む身近な場での健康づくりに取り組む市民の増加
- 市内医療機関や健康増進施設と保健医療センターとの連携の構築
- 新たな普及啓発の取組、情報発信、周知のシステム構築

(ii) 数値目標ごとの達成状況

指標項目		H20	H21	H22	H23	H24	H25		目標 (H25)	
数値目標	藤沢市こくほ健康診査（特定健康診査）受診率	43.8%	42.4%	41.8%	41.8%	42.5%	41.9%	C	65%以上	
	後期高齢者等健康診査受診率	56.7%	55.3%	53.9%	53.3%	52.9%	51.9%	C	65%以上	
	がん検診受診率	肺がん	52.2%	52.4%	52.6%	53.5%	48.8%	48.4%	C	50%以上
		大腸がん	48.3%	48.6%	48.2%	49.9%	45.2%	44.7%	C	50%以上
		胃がん	6.9%	9.4%	9.1%	9.4%	8.4%	8.1%	C	50%以上
		子宮がん	20.2%	27.3%	30.5%	29.3%	27.9%	27.5%	B	50%以上
		乳がん	10.7%	16.5%	20.0%	20.1%	19.5%	20.6%	B	50%以上
		前立腺がん(H22新規)	—	—	17.3%	17.1%	17.3%	17.1%	—	—
	保健医療センター利用状況	健康度チェック(人)	56	62	70	81	47	56	C	150人
		体力度チェック(人)	750	775	783	791	718	787	C	1,050人
		健康づくりトレーニング(人)	24,349	26,159	26,655	26,905	26,731	28,463	A	25,000人
		個別支援プログラム (新規利用実人数) (人)	45	83	94	56	64	89	—	—
	地域での健康教育の実施状況 (健康づくりに関する教育) (延べ)	— 59回 2,239人	— 44回 2,028人	11地区 58回 3,277人	8地区 40回 2,617人	11地区 47回 3,962人	12地区 112回 4,923人	A	13地区 65回 2,500人	

(iii) 取組状況

- 健康度チェック、体力度チェックを基に個別支援プログラムや市内の運動施設と連携し継続して実践できる運動のシステムを構築しました。
- 健康づくりの情報発信として、H21年度から「健康ナビふじさわ」の配信を開始し、H24年度に「健康づくり応援団ホームページ」の開設による情報発信を行いました。
- 出張講座や学校におけるタバコの教育など、地域における健康教育に取り組みました。
- がん検診や藤沢市こくほ健康診査（特定健康診査）の受診勧奨について、各イベント等で市民への啓発を図りました。



(iv) 今後の課題

- 循環型健康づくりに取り組んでまいりましたが、指標からも利用人数が増えにくい状況がみられました。また、市民アンケートから、本市の健康づくりに参加する人の割合が低い現状がうかがわれました。今後は、身近なところで健康づくりに取り組めるような環境整備を図る必要があると考えます。
- がん検診について、指標からは受診率が低い状況ですが、市民アンケートからは、本市で実施している検診以外の職場等での検診受診により受診率が高いことがうかがえます。今後も、更に検診受診を促すように医療保険者や医療保険関係団体と連携し啓発活動を行う必要があると考えます。

**【基本目標2 健康づくりを支援するしくみづくり】**

(i) めざす姿

- 健康づくりに関するボランティアの増加
- 健康に関する活動を行う市民活動団体やサークル等の増加
- 健康づくりに関する連携や協力を行う企業や店舗等の増加
- 健康づくりに関する人材育成
- 市民活動の支援、協働事業の実施
- 知識・技術の提供を必要としている場に紹介、連携できるしくみの構築
- 民間企業との協力による健康づくりの普及啓発、各種キャンペーン等の実施
- 大学等関係機関との連携による取組

(ii) 数値目標ごとの達成状況

	指標項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	目標(H25)
数値目標	健康づくりに関するボランティアとの協力状況(延)	2団体 135人	2団体 143人	19団体 219人	21団体 260人	33団体 217人	12団体 278人	30団体 500人
	健康づくりイベントのべ総数	5回/年	9回/年	10回/年	9回/年	12回/年	15回/年	10回/年
	健康づくりイベント実施参加状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力測定フェスタ</li> <li>・お口の健康フェスティバル</li> <li>・骨と関節の健康フェスティバル</li> <li>・ふじさわ健康メッセ(～H24)</li> <li>・さいか屋イベント(H24)</li> <li>・ふじさわウォーク</li> <li>・がん予防キャンペーン</li> <li>・市民まつり</li> <li>・乳がん検診イベント</li> <li>・公民館祭り</li> <li>・タバコ対策キャンペーン</li> </ul>						

(iii) 取組状況

- ・平成22年度から3年間、健康メッセを市民団体と協働し、民間企業や健康づくりに関連する各市民団体、市内の医療機関等の関係機関に協力を得て実施し、市民参加型のイベントとして、健康に関する様々な情報提供や健康についての啓発を行いました。健康メッセ終了後、市民の健康づくりを目的に参加した市民団体のうち、12団体からふじさわ健康づくりネットワークができ、平成25年市民まつりでの健康づくりの普及啓発を行いました。
- ・健康づくり応援団サポーター、藤沢市食生活改善推進員養成講座等を開催し、市民ボランティアの育成をしています。また、ヘルシーメニューや禁煙に協力していただける店舗を、協力店として募集し、えのしま・ふじさわポータルサイトで紹介しています。
- ・市民まつりや公民館まつりなどのイベントや、商業施設や駅構内等の様々な場面を活用し、健康づくりに関心のない世代にも健診の受診勧奨等の啓発を図りました。
- ・禁煙や女性の健康、栄養・食事などの普及啓発を市内大学と連携して行いました。
- ・タバコ対策協議会として、関係機関と連携し、禁煙・受動喫煙防止に関する街頭キャンペーンを実施しました。

(iv) 今後の課題

- 健康づくりに関わる活動をする市民の育成や市民団体の活動支援を行う必要があると考えます。
- 健康づくりに関心のない人も取り組めるように、ヘルシーメニューや禁煙に協力する協力店を増やすなど社会環境の整備を図る必要があると考えます。
- 最終アンケートから、健康づくりに参加する20～64歳の働きざかりの世代が少ない結果がみられました。健康づくりの情報提供やがん検診の受診勧奨など民間企業との連携や大学など教育機関との連携を図りながら進める必要があると考えます。

**【基本目標3 生涯を通じた健康づくりの推進】**

(i) めざす姿

- 家庭・地域で育む健康づくり（次世代の健康づくりの推進）
  - 市内小・中学校や高等学校等との協力による禁煙教育や歯科保健に関する教育の実施
  - 子どもを取り巻く親、家族、地域の人々への食育や禁煙教育の実施
- 働く世代の健康づくりの推進（職域保健と連携した施策の展開）
  - 事業所との協力による事業の実施
  - 事業所向けの講習会や情報交換会の実施
- 女性を対象にした健康づくりの推進
  - 企業やNPO等、民間との連携による身近な場所でのキャンペーン等、普及啓発の取組
  - 母子保健との連携による取組
- 夢・いきがいをもって生涯現役
  - 成人期から高年期における一貫した健康づくり事業の実施
  - 壮年期後期を対象にした事業の実施
- 在宅療養者及び介護者の健康管理を支えるしくみづくり
  - 在宅療養者の健康状態を正しく把握し、健康管理するための、本人、家族及び事業所職員等への健康に関する情報提供、健康づくりにむけての普及啓発
  - 介護者の健康管理を支援するための健康に関する知識の普及、サービスの情報提供

(ii) 数値目標ごとの達成状況

	指標項目	H20	H23	H25		目標 (H25)
数値目標	主観的健康観 概ね健康であると思う人の割合	80.2%	76.2%	76.3%	C	100%へ 近づける
	40～64歳男性の肥満の割合	25.9%	25.8%	26.8%	C	15%以下
	20～39歳女性のやせの割合	23.3%	17.1%	21.2%	C	15%以下
	朝食を食べている人の割合	80.0%	87.7%	78.9%	C	90%以上
	1日2食以上、主食・主菜・副菜のそろった食事をしている人の割合	82.3%	80.8%	79.5%	C	90%以上
	食育に関心をもっている市民の割合	85.6%	83.2%	84.2%	C	95%以上
	運動習慣のある人の割合	58.5%	55.2%	61.3%	A	60%以上
	男性の喫煙者の割合	31.3%	27.5%	20.0%	A	30%以下
	女性の喫煙者の割合	10.0%	7.6%	8.0%	A	9%以下
	20～39歳男性の喫煙者の割合	43.4%	33.7%	28.9%	A	40%以下
	20～39歳女性の喫煙者の割合	12.1%	8.3%	9.7%	A	10%以下
	65歳以上で自分の歯が約20本以上ある人の割合	45.4%	45.7%	49.2%	C	50%以上
	フロスや歯間ブラシを使う人の割合	33.4%	34.4%	39.2%	C	50%以上
	定期的に歯科健康診査を受ける人	24.9%	26.7%	30.5%	A	30%以上
	ストレス解消法をもっている人の割合	63.3%	60.7%	61.1%	C	70%以上
	すっきり目覚めることができていない人の割合	21.3%	21.2%	19.6%	A	20%以下

(iii) 取組状況

- ・次世代について、市内、小・中学校、高校、大学と連携し、関係各機関と禁煙や歯科保健などの普及啓発を行いました。
- ・働く世代については、事業所と連携し、禁煙支援や歯科保健など普及啓発を行いました。
- ・高年期については、介護予防の教室や講座を実施し、介護予防の普及啓発を行いました。
- ・女性を対象に企業や地域に出向いて、女性の健康づくりに関する普及啓発を行いました。

(iv) 今後の課題

- ・タバコ、運動・スポーツの指標については、改善または目標に達成しました。成年期の運動習慣や朝食欠食率が低いこと、壮年期男性の肥満の割合も横ばいであり、ライフステージや性別などの健康課題にあわせ、各関係機関と連携して情報提供や普及啓発などの取組をすすめる必要があると考えます。

## ② 分野別の評価

### 【栄養・食生活】

#### (i) 「栄養・食生活」における指針

「市民一人ひとりが生涯健康であるために、自分に適した食生活を送る力を育みます」  
藤沢市食育推進計画に基づき、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を身につけ、子どもから大人まであらゆる世代で、生涯にわたって健全な食生活を実践することができるように支援します。

#### (ii) 取組状況

##### ○食育を推進するための行政、各団体が連携した取り組み

- ・藤沢市地産地消計画と連携し、公民館祭りでの野菜摂取量の啓発
- ・市内の飲食店との協力による健康づくり応援団「協力店」の推進
- ・広報ふじさわでの食育月間の周知、食育の啓発

##### ○食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立

- ・乳幼児教室、育児相談、健康教育、出張講座の開催（母子保健事業）
- ・給食やお弁当を通しての望ましい食習慣の指導（幼稚園、保育園等）
- ・地元の食材による給食を提供し、地産地消と連携した食育推進（保育園、小学校）
- ・食事のマナーや正しい食事のあり方、望ましい食習慣等が習得できるよう授業や給食など食に関する指導（小学校）
- ・きゅうしょくフェア、給食試食会、給食だよりなどによる普及啓発（小学校）
- ・家庭科や保健体育科の授業などでの食に関する指導（中学校）
- ・食育講演会の開催
- ・栄養管理担当者、食育担当者のスキルアップを目的とした研修会の開催

##### ○健康な生活を送るための食環境整備

- ・若い世代や働く世代が健康な生活を送るための食環境の整備、普及啓発  
(社員食堂、学生食堂、健康づくり応援団「協力店」)
- ・藤沢食品衛生協会等と連携を図り外食の栄養表示等の栄養情報の提供に向けた基盤づくり

##### ○介護予防や在宅療養者支援にむけた取り組み

- ・食べる楽しみを大切に出来るように食事や口腔機能向上のための講演会や講座の開催
- ・在宅療養者を支える人材育成研修会（スキルアップ）の開催

#### (iii) 取組の成果と課題

- ・食育に関心のある市民の割合は高く、食育の認知度は高いことがうかがえますが、若い世代の朝食欠食の割合が高く、1日2食以上バランスのとれた食事をとれる割合は低くなっており、バランスのとれた食事や朝食を食べることなど若い世代や次世代への普及啓発の必要があると考えます。
- ・壮年期から男性の肥満の割合が高くなり、高血圧治療者が増えていることから、食生活からの生活習慣病予防について普及啓発の必要があると考えます。

## 【運動・スポーツ】

### (i) 「運動・スポーツ」における指針

「運動を楽しんで継続している市民を増やします」

「ふじさわスポーツプラン」に基づき、市民一人ひとりのライフステージにあわせた多様な活動の支援をめざします。

### (ii) 取組状況

#### ○運動・スポーツを楽しむ環境づくり

- ・気軽に運動・スポーツを楽しめる多様なスポーツ事業の提供
- ・スポーツにおけるバリアフリーの推進

#### ○運動・スポーツに関する人材育成、「市民力」を活用しての事業展開

- ・地域スポーツ・レクリエーションの普及振興をはかるための団体育成
- ・地域スポーツを支える指導者や介護予防、運動に関するボランティアなど、人材育成や活用しての事業展開

#### ○次世代を担う子どもの体力向上

- ・親子、家族で参加できる各種教室の開催
- ・スポーツ少年団をはじめとするスポーツ関係団体・機関との連携による、子どもの体力向上に向けた取組の実施

#### ○介護予防に向けての取組

- ・地域の身近な場所で、自身の状態や目的に沿って選択して参加できるような介護予防事業の展開
- ・地域における関係団体やボランティアとの連携により、高齢者等に配慮した、多様な運動・スポーツに関する事業の開催
- ・運動の機会と仲間づくりの場の提供  
「高齢者いきいき交流事業」の実施による、運動・スポーツへの取組の広がり、いきがい対応型デイサービスの順次開設

#### ○関係機関・団体との連携・協働による運動・スポーツ機会の提供

- ・循環型健康づくりの推進に向けて、市内運動施設等との連携、市内医療機関との連携の推進
- ・藤沢市保健医療センターの健康度・体力度チェックのオープン化に向けた取組

#### ○情報発信

- ・ホームページや健康ナビ、江ノ島ふじさわポータルサイトなどを活用した発信

### (iii) 取組の成果と課題

- ・地域での運動を推進するボランティアの養成や、体操、ウォーキングの普及を中心に取り組み、運動習慣のある人の割合は、計画策定時より増えています。しかし、若い世代（40才前）の時間がとれない人が多く、運動を行うきっかけづくりや日常生活でからだを動かす環境整備が必要と考えます。

## 【タバコ対策】

### (i) 「タバコ」における指針

「タバコによって困る市民を減らします」

「次世代を担う子ども達をタバコの害から守る～タバコと無煙（縁）な環境づくり」

次世代を担う子ども達をタバコの害から守るという観点で推進します。

### (ii) 取組み状況

#### ○普及啓発の推進

- ・イベントや広報等での受動喫煙防止、タバコの害に関する普及啓発
- ・タバコ対策講演会やシンポジウムによる普及啓発
- ・小・中学校、高等学校、大学、民間企業などライフステージにあわせた喫煙防止教育の実施

#### ○禁煙支援の推進

- ・禁煙教室や街頭キャンペーンなどイベント等における関係機関と連携した禁煙相談の実施

#### ○受動喫煙防止環境の推進

- ・健康づくり応援団「協力店」の認証と江ノ島・ふじさわポータルサイトでの周知
- ・食品衛生講習会における受動喫煙防止について講話

#### ○人材育成による禁煙の推進

- ・健康づくり普及推進員、禁煙サポーター等の育成・活動支援
- ・イベント等での呼気一酸化炭素濃度測定・やにけん実施

#### ○タバコ対策協議会

タバコ対策協議会を立ち上げ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、教育関係者、庁内関係各課等で構成されるタバコ対策協議会によるタバコ対策の推進

### (iii) 取組の成果と課題

- ・喫煙率は総数、男女ともに減少し、目標については達成しています。今後さらなる受動喫煙の機会を減少するため、店内全面禁煙店を増やすなど環境整備をすすめていく必要があります
- ・未成年の喫煙防止教育の実施校数も増加しており、今後も継続して小中高校での喫煙防止教育で、タバコの害について啓発していく必要があります。また、未成年者を取り巻く保護者へ、タバコの害や、受動喫煙防止についての啓発をすすめていく必要があると考えます。
- ・喫煙者の半分以上が禁煙を希望しており、禁煙希望者が禁煙できるように情報提供とともに、職域と連携しながらの禁煙支援を継続して実施する必要があると考えます。



## 【歯の健康】

### (i) 「歯の健康」における指針

「生涯、食事や会話を楽しむことができる市民を増やします」

ライフステージに応じた健康的な生活習慣の確立とセルフチェック、セルフケア、定期健診の普及により生涯を通じた歯科疾患予防の大切さについて認識し、歯と口の機能の健やかな成長発達および維持向上を図ります。

### (ii) 取組状況

#### ○歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発

- ・乳幼児期から高年期まで、ライフステージごとの相談、指導、健康教育の実施
- ・幼稚園、保育園、学校での歯科健康教育
- ・介護予防事業における歯科健康教育の実施
- ・幼稚園、保育園、学校等職員を対象とした研修の実施
- ・健康教育など歯科保健普及のための人材育成
- ・療育に関わる職員等を対象にした摂食・嚥下機能発達支援の研修の実施

#### ○定期的に歯科健康診査を受けること等の勧奨

- ・幼稚園、保育園、学校等での定期歯科健康診査の実施、受診勧告、経過観察の指導
- ・かかりつけ歯科医の普及推進のポスターによる啓発

#### ○障がい者等が定期的に歯科健康診査を受けること等のための施策

- ・障がい者への歯科診療、歯科健康診査、歯科指導の実施
- ・慢性疾患児等の摂食・嚥下相談の実施
- ・慢性疾患児の相談、訪問の実施

#### ○歯科疾患の予防のための措置

- ・むし歯予防のためのフッ化物の普及
- ・歯周疾患予防のための歯間清掃の普及
- ・口の機能の維持、向上を図る健口体操の普及
- ・お口の健康サポーターの養成と活動支援
- ・成人歯科健診の実施
- ・口腔がん検診の実施

#### ○口腔の健康に関する調査及び研究の推進

- ・歯科保健に関わる関係機関、団体の連携の推進
- ・普及啓発用媒体、教材の作成・提供

### (iii) 取組の成果と課題

- ・歯科健康診査・歯科相談・歯科疾患予防の健康教育等を実施し、歯科口腔保健に関する知識の普及に取り組み、歯磨きについては習慣化され、むし歯も減少しました。
- ・定期的歯科健康診査の受診については、目標を達成しました。今後、国に合わせて目標設定をするとともに歯周疾患予防の歯間清掃用具の普及もあわせ、さらに普及啓発を進める必要があると考えます。
- ・むし歯予防のフッ素洗口、口の機能維持のための取り組みを今後も関係機関、施設、団体等と連携し普及啓発を行う必要があると考えます。



※平成23年8月「歯科、口腔保健の推進に関する法律」施行に伴い、指針、具体的施策について変更あり。

### 【休養・こころの健康づくり】

#### (i) 「休養・こころの健康づくり」における指針

「ストレスに適切に対処できる市民をふやします」

生涯にわたり、からだの健康はもとより、こころの面においても健康づくりを推進します。

#### (ii) 取組状況

##### ○こころの健康づくりの普及啓発

- ・健康づくりの教室やイベント等で休養や睡眠、ストレスの対処について普及啓発
- ・子育て・働く世代・高齢者などライフステージに合わせた、こころの健康課題についての普及啓発
- ・本人や周囲がこころの健康状態やストレスの状態を携帯電話やパソコンなどからチェックできる「こころの体温計」の普及と相談機関の情報提供

##### ○相談体制の整備

- ・本人や周囲からの相談支援や、情報提供

##### ○こころの健康づくりを目指した環境づくり、人材育成

- ・地域の人とのふれあいや次世代との交流の場提供
- ・高齢者が家庭や社会の中で役割を持って活動し、その人らしく暮らすことを視点に、「生きがい」をもてるよう、講座やサークル活動の支援
- ・こころの支援、早期対応をめざした人材育成

#### (iii) 取組の成果と課題

- ・すっきり目覚めることができない市民の割合は策定時と大きく変化はありませんでした。ストレス解消法をもっている市民の割合は低下し、肩こり、腰痛など心身の自覚症状を訴える市民は策定時より増えており、こころの健康についての普及啓発をすすめていく必要があると考えます。
- ・体を動かす機会を増やし、ストレス解消に結びつけられる環境整備、地域の人とのふれあい、次世代との交流など、関係機関との連携を図り、休養・こころの健康づくりを進める必要があると考えます。

### 3 藤沢市歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯及び口腔の健康づくりについて基本理念を定め、市、歯科医師等の責務並びに関係者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に深く関わっているという認識の下、市民自らがその意義を自覚して取り組む必要があるものであり、その施策は、市民が生涯にわたって良質かつ適切な歯科保健医療サービスを受けることができる環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図り、関係者の協力を得ることにより、市民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、神奈川県との連携を図りつつ歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、歯科医師等及び関係者と連携し、及び協力して行うものとする。

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力し、関係者との連携を図り、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導に関するサービスを提供するよう努めるものとする。

(保健医療、社会福祉、教育等に関する業務を行う関係者の役割)

第5条 保健医療、社会福祉、教育等に関する業務を行う者は、それぞれの業務において、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その雇用する従業員の歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保等、歯及び口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、歯及び口腔の健康づくりについての理解を深め、生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに自ら積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第8条 市は、市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、80歳で自らの歯を20本以上保つことを目指した8020運動の趣旨を踏まえ、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する広報及び情報の収集
- (2) 乳幼児期及び青少年期におけるフッ化物応用等の効果的なう蝕予防対策の推進
- (3) 成人期における歯周疾患及び歯の喪失の予防対策の推進
- (4) 高齢期における口腔機能の維持及び向上に係る施策
- (5) 障がい児及び障がい者の口腔機能の獲得、維持及び向上の支援
- (6) 介護を必要とする高齢者等の歯科疾患の予防並びに口腔機能の維持及び向上の支援
- (7) 歯及び口腔の健康づくりの観点から、食育及びたばこ対策の推進、糖尿病その他生活習慣病の予防等を歯科医師等及び関係者と連携して推進すること。
- (8) 歯及び口腔の健康づくりに関する活動に携わる市民を増やし、その活動を支援すること。
- (9) 歯及び口腔の健康づくりに関する調査及び研究の推進
- (10) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に必要な施策

(歯科保健推進計画の策定)

第9条 市長は、市民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科保健推進計画を定めるものとする。

2 市が歯科保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に基づき策定する健康増進計画と整合性を図り、これと一体的に策定するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

# 元気ふじさわ健康プラン

藤沢市健康増進計画（第2次）

2015年度（平成27年度）～2024年度（平成36年度）

2015年（平成27年）3月

【発行】 藤沢市 保健医療部 健康増進課  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
☎ 0466-25-1111（代表）

---

